

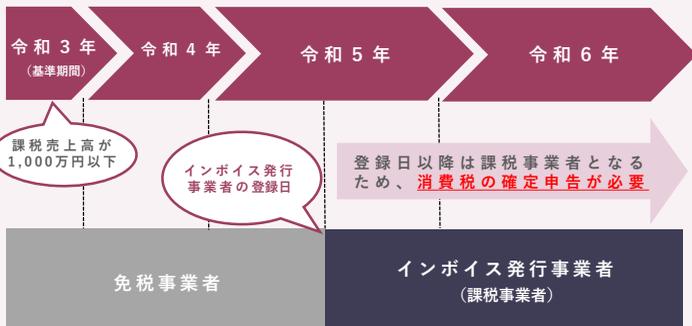
# インボイス発行事業者は、 消費税の確定申告が必要です



インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間<sup>※1</sup>の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の確定申告が必要です。

そのため、消費税の免税事業者に該当する個人事業者の方が、インボイス制度が開始した令和5年10月1日から同年12月31日までの間において、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年分<sup>※2</sup>の消費税の確定申告が必要<sup>※3</sup>となります。

- ※1 令和5年分の基準期間は、その2年前である令和3年分です。
- ※2 確定申告は、インボイス発行事業者の登録日から令和5年12月31日までの取引について行います。
- ※3 令和5年分の消費税の確定申告の申告・納付期限は、令和6年4月1日です。



# 申告書の作成・提出は 自宅からe-Taxで！！



国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自宅から消費税の申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。

また、消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書も「確定申告書等作成コーナー」において作成することができ、売上(収入)金額等の入力をするだけで納税額を計算することができます。

- ※1 確定申告で、本特例の適用を選択した場合、その後、修正申告や更正の請求で、その選択を変更することはできません。
- ※2 還付申告をする場合は、「2割特例」の適用を選択せず、一般課税を選択する必要があります。

確定申告書等作成  
コーナーはこちらから



2割特例の手引き  
はこちらから



## 消費税の納税は期限内に！！

消費税の期限内納付のために、納税資金の準備をお願いします。

納付手続や納付の相談については、国税庁HP「納税に関する総合案内」をご覧ください。

納税に関する総合  
案内はこちら

